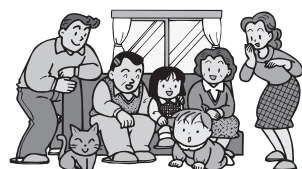


くらしの 知っ得情報プラザ

平成19年4月から 年金制度が変わりました。 市民課国民年金担当からのお知らせ



平成19年4月1日から厚生年金保険などの年金制度が次のとおり改正されています。

65歳以上の方の遺族厚生年金支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある65歳以上の方は、ご自身の老齢厚生年金は全額支給になります。
●遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金に相当する額が支給停止になり、その差額のみが支給になります。
ただし、平成19年3月31日までに遺族厚生年金を受ける権利があり、かつ、すでに65歳以上の方は、この新しい制度の対象とはなりません。

若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

夫の死亡時に妻が30歳未満で、子(養子を含む)がいない場合、遺族厚生年金は、5年間の期限

給付となります。

また、妻への遺族厚生年金に40歳から65歳になるまでの間、加算される、中高齢寡婦加算の対象は、夫死亡時の妻の年齢が40歳以上(改正前は35歳以上)に引き上げられます。

ただし、いずれも平成19年3月31日までに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。

離婚時の厚生年金の分割制度の導入

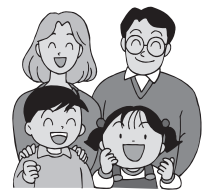
分割制度とは平成19年4月1日以降に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者間で合意した割合で分割することができるようになります。分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

武力攻撃やテロから市民を守るために 留萌市国民保護計画を策定いたしました。

総務課からのお知らせ



平成16年6月に国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律)が成立したことに伴い、都道府県や市町村において、「国民保護計画」を策定することになりました。



留萌市国民保護計画は、国民保護法における市町村の主な役割である住民への情報伝達や避難誘導、避難所(収容施設)の供与や食品、飲料水の供給など、武力攻撃災害の被害をできるだけ小さくするための措置などを盛り込んだ計画です。

今後、市民の皆さんに留萌市ホームページ、FMもえるなどを通じて広く留萌市国民保護計画についてお知らせしますので、ぜひご覧ください。

なお、国民保護計画に関することで、ご不明な点がございましたら、お気軽に左記までお問合せください。

市・総務課
☎42・1801

市民が参加する

「裁判員模擬裁判」

市民が参加する裁判員模擬裁判のお知らせです。

平成21年5月までには「裁判員裁判」についての理解を深めてもらうため、参加者に裁判員役になってもらい、模擬裁判を行います。

- 日時 6月7日(木) 午後1時～午後5時

- 場所 旭川地方裁判所留萌支部

- 対象 留萌市及びその近郊にお住まいの方

- 募集人員 20名

- 定員になり次第締め切ります。

旭川地方裁判所留萌支部庶務課
☎42・0465

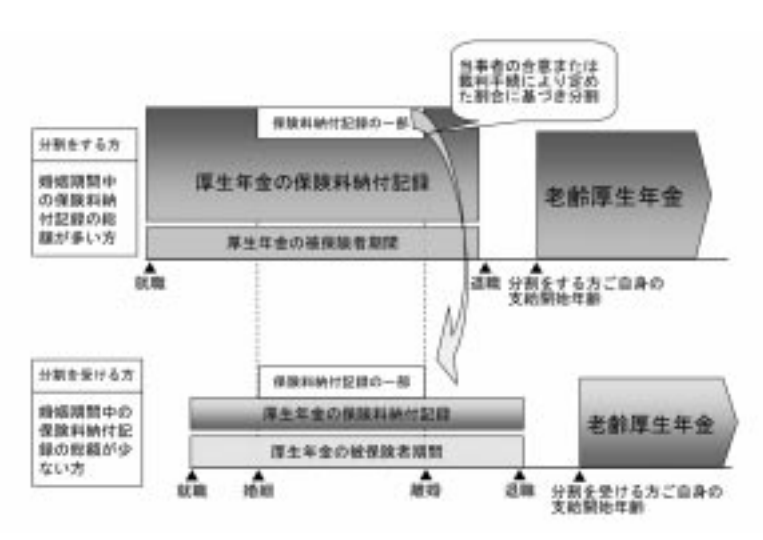
許すな密入国
なくそう不法就労

全国の警察署では、6月を「外国人の不法滞在、不法就労防止のための活動強化月間」として、不法外国人の取り締まりを強化します。地域住民のご協力をお願いします。

不審に思うことがあったときは、遠慮なく通報してください。

留萌警察署警備課
☎42・0110(内線481)

《離婚時の厚生年金分割制度》



当事者の合意または裁判手続きにより分割割合(50%上限)を定める必要があります。社会保険事務所において、年金分割のための必要な割合に関する情報提供を行っております。年金分割は、原則として離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

ただし、分割された保険料納付記録は、厚生年金額の計算に入れることはできませんが、受給資格要件に入れることはできません。制度改正については、下記までお問い合わせください。

市・市民課保険給付係
☎42・1805
留萌社会保険事務所
☎43・7211

得 クイズのつぼ

先月号のクイズの答えは、神居岩です。(問題は、「5月20日(日)に市民が植える、育てる21世紀桜の丘 市民植樹祭が行われる公園は 公園です。 に入る文字をお答えください。')でした。)

今月号のクイズ
「6月29日(金)に留萌市文化センターで行われる津軽三味線のコンサートに 親子が来留します。 に入る文字をお答えください。」
(ヒント:9ページをご覧ください。)

編集・発行

留萌市政策経営室企画調整課
広報のもしへのお問合せ

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報のもしへ』係
☎0164-42-1809 / FAX0164-43-8778
ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>
Eメールアドレス koucyou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法

「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!!応募期限は6月25日です。

●人の動き●平成19年4月末現在。()は前月比

人	男	女	世帯
26,483 (-43)	12,858 (-26)	13,625 (-17)	12,755 (-1)

2007年6月号 / 通巻591号 印刷 / 留萌印刷機
この広報誌は、再生紙を使用しています

飲酒運転は犯罪です。お酒を飲んだら運転は、絶対に禁止です。